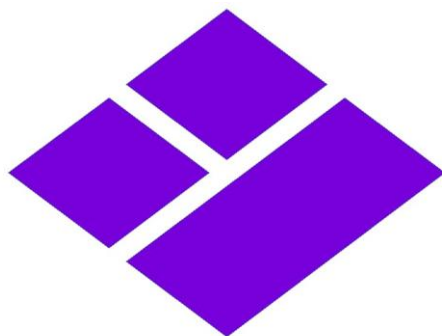


紫波町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)

「紫波町エコチャレンジ・プラン」



平成28年4月

紫波町

目 次

第 1 章 計画の基本的事項	1
1 目的	1
2 計画期間	1
3 対象範囲	1
4 対象となる温室効果ガス	1
第 2 章 温室効果ガス排出量の目標	2
1 方針	2
2 目標	3
第 3 章 取り組み内容	4
1 職員共通の取り組み	4
2 庁舎・施設管理等での取り組み	5
3 事務局の取り組み	6
第 4 章 計画の進行管理	7
1 進行管理の仕組み	7
2 推進体制	9
参考資料	
紫波町役場地球温暖化対策委員会規程	10

第 1 章 計画の基本的事項

1 目的

紫波町では、『地球温暖化対策の推進に関する法律』に基づき、温室効果ガス排出量を削減することを目的に、「紫波町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下、「紫波町エコチャレンジ・プラン」という。）を策定し、取組を推進していきます。

地球温暖化対策の推進に関する法律 第 20 条の 3 第 1 項(抜粋)

第20条の3 都道府県及び市町村は、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

10 都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

2 計画期間

平成 28(2016)年度から平成 32(2020)年度の 5 年間を計画期間とします。本計画の基準年度は、平成 26(2014)年度とします。

3 対象範囲

「紫波町エコチャレンジ・プラン」の対象範囲は、紫波町の全事業拠点の事務及び事業とします。

4 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策推進法の対象とする 7つの温室効果ガスのうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）の削減を推進します。

第2章 温室効果ガス排出量の目標

1 方針

紫波町では、温室効果ガス排出量を削減していくために、次の方針で取り組んでいきます。

【基本理念】

紫波町は、自然に恵まれ、住む人や訪れる人々の心をなごませ、安らぎと潤いのある空間が町への愛着心の源となるかけがえのない財産となっています。

この豊かな自然を守り育てていくために、当町では、「紫波町エコチャレンジ・プラン」を策定し、温室効果ガスの削減や省エネ・省資源を推進します。

【基本方針】

1. 日常的な取組の推進

職員一人ひとりが事務事業の執行の中で、限りある資源を有効活用するため、温室効果ガスの削減や、省エネ・省資源に取り組み、環境法令順守に努めます。

2. 継続的な改善の実施

温室効果ガスの排出状況を適切に把握し、継続的な改善を行いながら、目標の達成に向けた取組みを推進していきます。

3. 取組みの公表

温室効果ガス排出量の実態及び取組成果等を、町内外に広く公表し、町民・事業者への率先垂範となることを目指します。

平成28年4月19日

紫波町長 熊谷 泉

2 目標

紫波町は、計画期間中に、庁舎等町の施設から出る温室効果ガス総排出量を、平成 32 年度までに、5 %削減します（平成 26 年度を基準とします）。

目 標	紫波町は、 計画期間中の温室効果ガス総排出量を 5 %削減します。
------------	--------------------------------------

各年度の温室効果ガス排出量の実績と目標の達成状況は、計画の進行管理の項に示すように、適宜情報公開していきます。

平成 2 6 年度 温室効果ガス排出量の現状

項目	単位	使用量	二酸化炭素排出量	二酸化炭素排出量の割合
ガソリン	L	31,815.4	73,865 kg	1.1%
灯油	L	299,789.2	746,320 kg	11.2%
軽油	L	62,760.4	162,233 kg	2.4%
A 重油	L	253,730.0	687,514 kg	10.3%
B 重油	L		kg	
C 重油	L		kg	
L P G	m ³	26,277.7	156,820 kg	2.4%
電 気	kWh	8,175,981.0	4,832,005 kg	72.6%
基準年度排出量			6,658,757 Kg	
削減目標入力			332,938 Kg	
目標年度排出量			6,325,819 Kg	

第3章 取り組み内容

1 職員共通の取り組み

第1次計画では、職員ひとり一人の環境配慮意識の向上が重要であり、次に示す取り組みを励行することが重要です。

【日常業務に関する取り組み】

項目	取組内容
空調	(1) 空調設定温度・湿度の適正化
	(2) 使用されていない部屋の空調停止
	(3) 夜間等の外気取入れ
照明	(4) 利用していない場所におけるこまめな消灯
	(5) 利用していない時間帯におけるこまめな消灯
事務機器	(6) 使用しない時間帯における電源の遮断
公用車	(7) エコドライブの推進

参考：環境省 HP 温室効果ガス「排出抑制等指針」－業務部門における排出の抑制等

【省資源の推進】

項目	取組内容
用紙類	(1) 適切な両面コピー、裏面利用
	(2) 資料の共有化や簡略化
	(3) 庁内情報システムの有効利用
廃棄物 リサイクル	(4) 職場のごみ箱の撤去。不用意なゴミ排出の削減
	(5) 排出ゴミの分別、資源化の促進
	(6) 割り箸・紙コップ使用自粛（マイカップ等利用促進）
	(7) 封筒、ファイルなどの再利用促進
物品購入	(8) トナーカートリッジの回収とリサイクル推進
	(9) グリーン購入の推進

参考：環境省 HP 温室効果ガス「排出抑制等指針」－業務部門における排出の抑制等

2 庁舎・施設管理等での取り組み

庁舎や施設の設備機器の更新の際に、温室効果ガス排出量の少ない設備機器に買い替えることが最も大きな効果を発揮しますが、それだけでなく、当該設備機器の運用改善、運転制御や補修・改修工事の際の工夫でも、大きな効果を得ることができます。庁舎・施設管理職員等は各施設において次の取り組みを推進します。

【庁舎等の保守・管理に関する取り組み】

項目	取組内容
共通事項	(1) 定期点検・整備の実施
熱源	(2) 密閉式冷却塔熱交換器のスケール除去
	(3) 冷却塔充てん剤の清掃
	(4) 冷却水の適正な水質管理
空調	(5) 温湿度センサー・コイル・フィルター等の清掃
照明	(6) 照明器具の定期的な保守及び点検

参考：環境省 HP 温室効果ガス「排出抑制等指針」－業務部門における排出の抑制等

【庁舎等の設備・機器の運用改善に関する取り組み】

項目	取組内容
熱源	(1) 冷温水出口温度の適正化
	(2) 運転スケジュールの適正化
空調	(3) 空調機設備・熱源機の起動時刻の適正化
	(4) 外気の入入量の適正化

参考：環境省 HP 温室効果ガス「排出抑制等指針」－業務部門における排出の抑制等

【庁舎等の設備・機器の導入、更新に関する取り組み】

項目	取組内容
熱源	(1) エネルギー消費効率の高い熱源機への更新
	(2) 経年劣化等により効率が低下したポンプの更新
	(3) ポンプの可変流量制御システムの導入
	(4) 配管・バルブ類又は継手類・フランジ等の断熱強化
空調	(5) 空調対象範囲の細分化
	(6) 全熱交換器の導入
	(7) スケジュール運転・断続運転制御システムの導入
	(8) 高効率な照明製品への更新
建物	(9) 断熱等に関する高性能建材の導入

参考：環境省 HP 温室効果ガス「排出抑制等指針」－業務部門における排出の抑制等

【再生可能エネルギーに関する取り組み】

項目	取組内容
再生可能エネルギーの導入	(1) 太陽光・太陽熱の導入
	(2) 風力の導入
	(3) 小水力の導入
	(4) 地中・地中熱等の導入
	(5) バイオマスの導入

参考：環境省 HP 温室効果ガス「排出抑制等指針」－業務部門における排出の抑制等

3 事務局の取り組み

紫波町役場地球温暖化対策委員会事務局は、関係各所の取組実態の報告を受けながら、温室効果ガスの削減に資する次の取組みを検討していきます。

なお、事務局は、産業部環境課に設置します。

(1) 職員等の意識啓発活動の推進

全庁的に温室効果ガス削減の推進を定着化させるには、継続的な意識啓発が欠かせません。紫波町役場地球温暖化対策委員会事務局は、意識啓発活動を推進します。

(2) 活動実績のとりまとめと公表

紫波町地球温暖化対策等委員会事務局は、各課等の所管施設等でのエネルギー使用量やその他の取組結果等を取りまとめ、紫波町地球温暖化対策等委員会に報告します。また、紫波町役場地球温暖化対策委員会事務局は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、措置及び施策の実施状況について、住民にわかりやすい形で公表します。

第4章 計画の進行管理

1 進行管理の仕組み

「紫波町エコチャレンジ・プラン」の仕組みは次のとおりです。

(1) 計画 (Plan)

- ① 事務局（産業部環境課）は、温室効果ガス排出量の目標を達成するために、計画（案）を作成します。
- ② 計画（案）については、紫波町役場地球温暖化対策委員会において、協議を経たのち決定となります。

(2) 実行 (Do)

- ① 対象施設の雇用者全員がエコチャレンジ・プランに従い、計画の達成に努めます。
- ② 各部長は、実行責任者となります。
- ③ 課等の長は、計画点検者となります。
- ④ 課等の長は、課内からエコプラン推進員を指名します。
エコプラン推進員は、課等の長の指示を受け、計画を遂行するための周知活動を行います。
- ⑤ 指定管理者制度による公の施設や小中学校等においては、別に定めるエコチャレンジマニュアルに従い計画点検や周知活動を行います。

(3) 点検・評価 (Check)

- ① エコプラン推進員は、使用したエネルギーについて、「エネルギー使用量チェック表」に記録し、実行責任者並びに計画点検者に報告します。
- ② 実行責任者は組織内における改善策を検討し、検討事項がある場合は、計画点検者に指示します。
- ③ 計画点検者は、実行責任者からの指示を実行するとともに、組織内において検討事項がある場合は、課内の職員に指示します。
- ④ 事務局は、取りまとめた内容を掲示するとともに委員会に報告します。

(4) 見直し (Action)

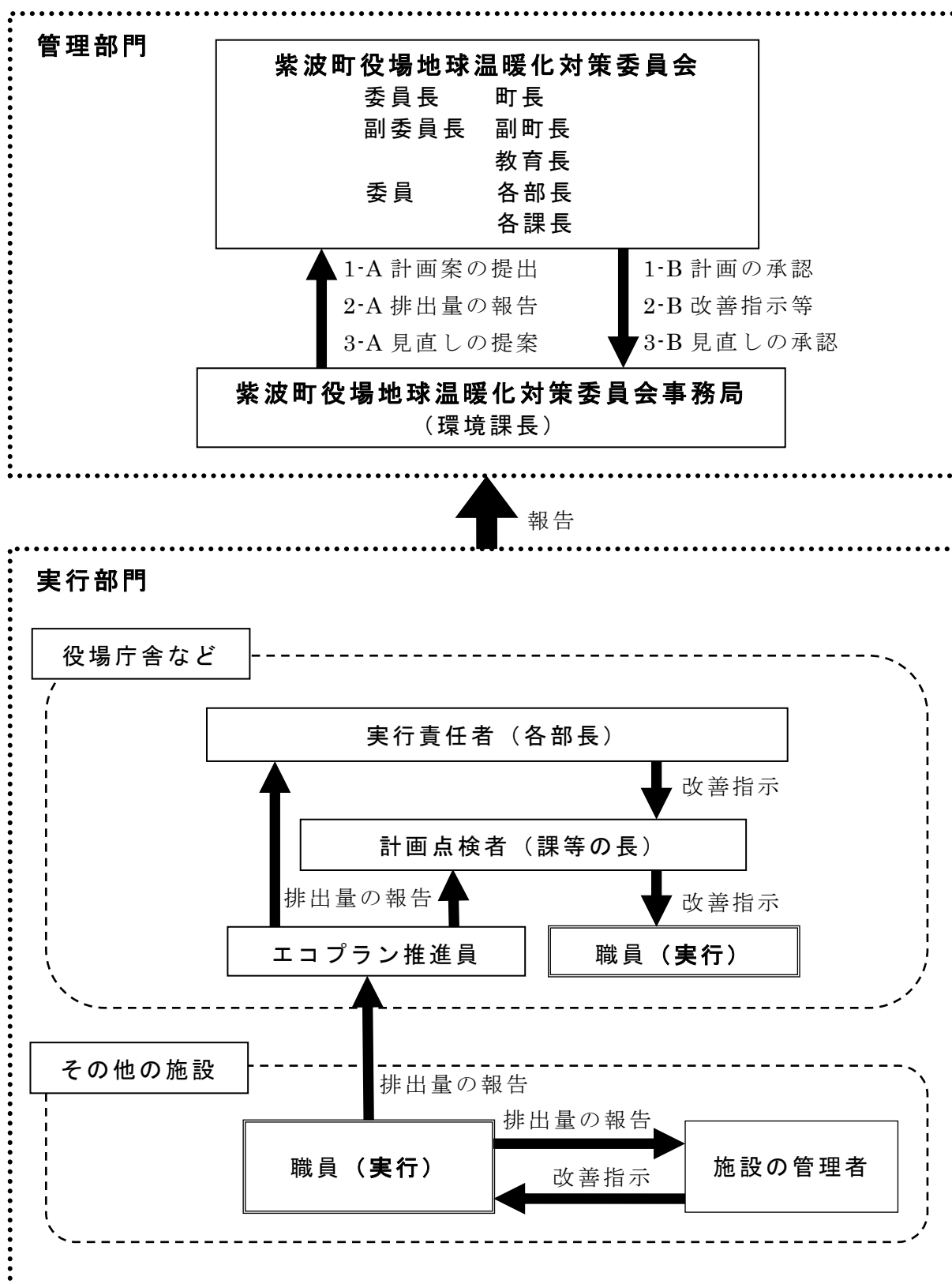
- ① 事務局は、計画の進捗状況や取組成果等に関し、必要に応じて計画の見直しを委員会に提案します。
- ② 見直し（案）については、紫波町役場地球温暖化対策委員会において、協議を経たのち見直しの可否について決定します。

(5) 実績の公表

事務局は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、実施状況について、町民に公表します。

2 推進体制

推進体制図



参考資料

紫波町役場地球温暖化対策委員会規程

平成28年3月18日 訓令第5号

(設置)

第1条 紫波町地球温暖化対策実行計画（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第20条の3第1項に定める地方公共団体実行計画をいう。以下「実行計画」という。）を策定し、及び推進するため紫波町役場地球温暖化対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 実行計画の策定に関すること。
- (2) 実行計画の推進に関すること。
- (3) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長、実行責任者及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、町長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副町長及び教育長をもって充てる。
- 4 実行責任者は、生活部長、産業部長、建設部長、教育部長及び企画総務部長をもって充てる。
- 5 委員は、課等の長（町長部局の課長、教育委員会の課長並びに議会、監査委員及び農業委員会の事務局の長をいう。）をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、環境課において処理する。